

# 一般社団法人北海道民間社会福祉事業職員共済会退職年金規程

## 目 次

- 第1章 総則（第1条－第5条）
- 第2章 給付の種類と金額（第6条－第20条）
- 第3章 給付金の請求と支給（第21条－第32条）
- 第4章 雑則（第33条）
- 附則

## 第 1 章 総 則

### （目 的）

第1条 この規程は、一般社団法人北海道民間社会福祉事業職員共済会（以下「共済会」という。）の共済運営規程第28条に規定する退職年金事業の実施に必要な事項を定めることを目的とする。

### （事業の対象者）

第2条 被共済職員は、被共済職員となった日に退職年金事業に加入し、被共済職員でなくなった（以下「退職」という。）日に加入資格を失い、給付の対象者となる。

2 職員出資金の拠出を申し出て加入した被共済職員（以下「拠出職員」という）は、被共済職員となった日に拠出職員となる。

3 平成4年4月1日付職員出資金部分加入確認書により職員出資金の拠出を申し出た者は、前項の規定にかかわらず、次の各号に定める日に拠出職員となる。

(1) 平成2年4月1日以前に被共済職員となり、職員出資金を拠出していた者は、平成2年4月1日

(2) 平成2年4月1日以降に被共済職員となり、その日から職員出資金を拠出していた者は、被共済職員となった日

(3) 平成2年4月1日から平成4年3月31日までの期間、職員出資金を拠出していなかった場合は、平成4年4月1日

4 拠出職員は、退職日に拠出職員でなくなる。

5 拠出職員は、前項の規定にかかわらず、会員に申し出て拠出職員でなくなる（以下「脱退」という。）ができる。

6 第2項及び第3項に定める日に拠出職員とならなかった者及び前項により脱退した者は、以後拠出職員となることはできない。

7 第2退職年金制度への加入を会員が申し出た被共済職員は、会員が届け出た日に加入者となり、退職日に加入資格を失い、給付の対象となる。

### （制度変更による経過措置）

第3条 次の各号に掲げる被共済職員が退職したときには、本制度の変更による経過措置として、各号に掲げる退職金の額を保証する。

- (1) 平成9年3月31日に給付対象期間が14年6箇月以上の被共済職員  
別表(13)または別表(14)に定める特別慰労金

(2) 平成16年9月30日以前に拠出職員となった者で、平成21年3月31日までに第6条本文に該当した場合の職員出資金部分の額

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{第5条第3項に} \\ \text{定める本俸月額} \end{array} \right. \times \left( \begin{array}{l} \text{平成21年3月31日までの給付対象} \\ \text{期間に基づく別表(3)に定める率} \end{array} \right. -$$

$$\left. \begin{array}{l} \text{平成16年9月30日時点の給付対象} \\ \text{期間に基づく別表(3)に定める率} \end{array} \right) +$$

$$\left( \begin{array}{l} \text{第5条第2項に} \\ \text{定める本俸月額} \end{array} \right. \times \begin{array}{l} \text{平成16年9月30日時点の給付対象} \\ \text{期間に基づく別表(2)に定める率} \end{array} \times$$

$$\left. \begin{array}{l} \text{平成16年10月1日から平成21年3月31日} \\ \text{までの在会期間に基づく別表(15)に定める付利率} \end{array} \right) \times$$

別表(8)に  
定める率

ただし、上式の〔第5条第3項に定める本俸月額×(平成21年3月31日までの給付対象期間に基づく別表(3)に定める率－平成16年9月30日時点の給付対象期間に基づく別表(3)に定める率)〕で算出された額に年金現価率108.596を乗じて得た額が職員出資金累計額を下回る場合には当該職員出資金累計額を年金現価率108.596で除して得た額を〔第5条第3項に定める本俸月額×(平成21年3月31日までの給付対象期間に基づく別表(3)に定める率－平成16年9月30日時点の給付対象期間に基づく別表(3)に定める率)〕で算出された額とし、上式の〔第5条第2項に定める本俸月額×平成16年9月30日時点の給付対象期間に基づく別表(2)に定める率〕で算出された額に年金現価率92.296を乗じて得た額が平成16年9月30日時点の給付対象期間の職員出資金累計額を下回る場合には当該職員出資金累計額を年金現価率92.296で除して得た額を〔第5条第2項に定める本俸月額×平成16年9月30日時点の給付対象期間に基づく別表(2)に定める率〕で算出された額とする。

(3) 平成16年10月1日以降に拠出職員となった者で、平成21年3月31日までに第6条本文に該当した場合の職員出資金部分の額

$$\begin{array}{l} \text{第5条第3項に} \\ \text{定める本俸月額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{別表(3)に} \\ \text{定める率} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{別表(8)に} \\ \text{定める率} \end{array}$$

ただし、上式の〔第5条第3項に定める本俸月額×別表(3)に定める率〕で算出された額に年金現価率108.596を乗じて得た額が職員出資金累計額を下回る場合には当該職員出資金累計額を年金現価率108.596で除して得た額を〔第5条第3項に定める本俸月額×別表(3)に定める率〕で算出された額とする。

(4) 平成21年3月31日以前に拠出職員となった者で、平成21年3月31日までに第6条ただし書きに該当した場合の職員出資金部分の額

第2号または第3号に定める額×別表(9)に定める率

(5) 平成21年3月31日以前に拠出職員となった者で、平成21年3月31日までに第9条に該当した場合の職員出資金部分の額は、第2号または第3号に定める計算式のうち別表(8)を乗じないで計算される額

(6) 平成16年9月30日以前に拠出職員となった者で、平成21年3月31日までに第14条本文に該当した場合の職員出資金部分の額

第5条第3項に  
定める本俸月額 × (平成21年3月31日までの給付対象  
期間に基づく別表(7)に定める率 -

平成16年9月30日時点の給付対象  
期間に基づく別表(7)に定める率) +

(第5条第2項に  
定める本俸月額 × 平成16年9月30日時点の給付対象  
期間に基づく別表(6)に定める率 ×

平成16年10月1日から平成21年3月31日  
までの在会期間に基づく別表(15)に定める付利率)

ただし、上式の〔第5条第3項に定める本俸月額×(平成21年3月31日までの給付対象期間に基づく別表(7)に定める率-平成16年9月30日時点の給付対象期間に基づく別表(7)に定める率)〕で算出される額が職員出資金累計額を下回る場合には当該職員出資金累計額を〔第5条第3項に定める本俸月額×(平成21年3月31日までの給付対象期間に基づく別表(7)に定める率-平成16年9月30日時点の給付対象期間に基づく別表(7)に定める率)〕で算出される額とし、上式の〔第5条第2項に定める本俸月額×平成16年9月30日時点の給付対象期間に基づく別表(6)に定める率〕で算出される額が平成16年9月30日時点の給付対象期間の職員出資金累計額を下回る場合には当該職員出資金累計額を〔第5条第2項に定める本俸月額×平成16年9月30日時点の給付対象期間に基づく別表(6)に定める率〕で算出する額とする。

(7) 平成16年10月1日以降に拠出職員となった者で、平成21年3月31日までに第14条本文に該当した場合の職員出資金部分の額

第5条第3項に  
定める本俸月額 × 別表(7)に  
定める率

ただし、上式の〔第5条第3項に定める本俸月額×別表(7)に定める率〕で算出される額が職員出資金累計額を下回る場合には当該職員出資金累計額を〔第5条第3項に定める本俸月額×別表(7)に定める率〕で算出される額とする。

(8) 平成21年3月31日以前に拠出職員となった者で、第16条本文に該当した場合の職員出資金部分の額は、第6号または第7号に定める額

(給付対象期間の計算)

第4条 会員出資金部分にかかわる給付対象期間の計算は、その者が被共済職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。ただし、その者が被共済職員となった日の属する月から退職日の属する月までの期間のうちに、休職等により出資金を払い込まない月がある時は、その月は給付対象期間に算入しない。

2 拠出職員の職員出資金部分にかかわる給付対象期間は、第2条第2項および第3項に定める拠出職員となった日から退職した日の属する月までの月数または第2条第5項により脱退した日の属する月までの月数による。ただし、その者が拠出職員となった日の属する月から平成21年3月31日までの期間のうちに、休職等により出資金を払い込まない月がある時は、その月は給付対象期間に算入しない。

3 第2出資金部分にかかわる給付対象期間の計算は、その者が第2条第7項に定める第2退職年金制度の加入者となった日から退職した日の属する月までの月数による。

(計算基礎額)

第5条 会員出資金部分の給付額算定の基礎となる本俸月額、被共済職員が退職した日の前日の属する月から起算して、その前1年間の各月における共済運営規程第2条第4号による本俸月額の合計額の12分の1に相当する額とする。

2 第3条第2号に該当する平成16年9月30日以前の職員出資金部分の給付額算定の基礎となる標準本俸月額は、平成16年9月から起算して、その前1年間の各月における本俸月額の属する標準本俸月額の合計額の12分の1に相当する額とする。ただし、平成16年9月30日時点で給付対象期間が1年に満たない者については、平成16年9月以前の給付対象期間の各月における標準本俸月額の平均額とする。

3 第3条第2号および第3号に該当する平成16年10月1日から平成21年3月31日までの職員出資金部分の給付額算定の基礎となる標準本俸月額は、平成21年3月から起算して、その前1年間の各月における共済運営規程第2条第5号による本俸月額の属する標準本俸月額の合計額の12分の1に相当する額とする。ただし、給付対象期間が1年に満たない者については、給付対象期間の各月における標準本俸月額の平均額とする。

4 平成21年4月1日以降の職員出資金部分の給付額算定の基礎となる額は、退職した日の属する年度から起算して、前年度3月31日時点の職員出資金積立残高(以下「前年度末職員出資金元利合計額」という。)と、退職した日の属する年度内に拠出された職員出資金の累計額(以下「当年度職員出資金年間拠出額」という。)とする。

(1) 「前年度末職員出資金元利合計額」は次に定めるところにより計算される額とする。

$$\left( \begin{array}{l} \text{前々年度末職員} \\ \text{出資金元利合計額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{前年度末における給付対象期間} \\ \text{による別表(16)①に定める率} \end{array} \right) +$$

$$\left( \begin{array}{l} \text{前年度職員出資} \\ \text{金年間拠出額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{前年度末における給付対象期間} \\ \text{による別表(16)②に定める率} \end{array} \right)$$

ただし、平成21年3月31日以前より拠出職員となっている者の上式の〔前年度末における給付対

象期間による別表(16)①に定める率]と〔前年度末における給付対象期間による別表(16)②に定める率〕は、給付対象期間が3年以上に該当する率を使用する。

(2) 平成21年4月1日時点の前年度末職員出資金元利合計額は、平成21年3月31日までの職員出資金部分の給付対象期間に応じ第3条第6号および第7号に定めるところにより計算される額とする。

5 第2出資金部分の給付額算定の基礎となるものは、退職した日の属する年度から起算して、前年度3月31日時点の第2出資金積立残高(以下「前年度末第2出資金元利合計額」という。)と、退職した日の属する年度内に掛けられた第2出資金累計額(以下「当年度第2出資金年間積立額」という。)とする。

(1) 「前年度末第2出資金元利合計額」は次に定めるところにより計算される金額とする。

$$\left( \begin{array}{l} \text{前々年度末第2} \\ \text{出資金元利合計額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{前年度末における給付対象期間} \\ \text{による別表(17)①に定める率} \end{array} \right) +$$

$$\left( \begin{array}{l} \text{前年度第2出資} \\ \text{金年間積立額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{前年度末における給付対象期間} \\ \text{による別表(17)②に定める率} \end{array} \right) +$$

## 第 2 章 給付の種類と金額

(退職年金)

第6条 被共済職員が、給付対象期間20年以上かつ年齢55歳以上で退職したときは、その者に60歳(60歳以上で退職したときは、退職したとき)から10年間、退職年金を支給する。ただし、支給開始前に、その者が希望した場合は、その時から10年間退職年金を支給することができる。

(退職年金の額)

第7条 退職年金の月額は、給付対象期間に応じ、次の定めるところにより計算される金額とする。

$$\left\{ \left( \begin{array}{l} \text{第5条第1項に} \\ \text{定める本俸月額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{別表(1)に} \\ \text{定める率} \end{array} + \begin{array}{l} \text{別表(13)に} \\ \text{定める額} \end{array} \right) +$$

$$\left( \begin{array}{l} \text{前年度末職員} \\ \text{出資金元利合計額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{退職月と給付対象期間に} \\ \text{応じて別表(18)に定める率} \end{array} \right) +$$

$$\begin{array}{l} \text{当年度職員出資金} \\ \text{年間拠出額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{退職月と給付対象期間に} \\ \text{応じて別表(19)に定める率} \end{array} \right) \div$$

$$108.596 \left. \vphantom{\begin{array}{l} \text{当年度職員出資金} \\ \text{年間拠出額} \end{array}} \right\} \times \begin{array}{l} \text{別表(8)に} \\ \text{定める率} \end{array}$$

ただし、平成21年3月31日以前より拠出職員となっている者の上式の〔退職月と給付対象期間に

応じて別表(18)に定める率]と〔退職月と給付対象期間に応じて別表(19)に定める率〕は、給付対象期間が3年以上に該当する率を使用する。

2 前条により退職年金を選択した第2退職年金制度の加入者は、給付対象期間が1年以上の場合、次の定めるところにより計算される額が前項に定める退職年金の月額に加算される。

$$\left\{ \left( \begin{array}{l} \text{前年度末第2出資金} \\ \text{元利合計額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{退職月と給付対象期間に} \\ \text{応じて別表(20)に定める率} \end{array} \right) + \right. \\ \left. \left( \begin{array}{l} \text{当年度第2出資金} \\ \text{年間積立額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{退職月と給付対象期間に} \\ \text{応じて別表(21)に定める率} \end{array} \right) \right\} \div \\ 108.596 \quad \times \quad \begin{array}{l} \text{別表(8)に} \\ \text{定める率} \end{array}$$

3 前条ただし書きに該当する場合

第1項および第2項に定める額×別表(9)に定める率

(退職年金の失権)

第8条 退職年金を受ける権利を有する者が死亡したときは、その権利を失う。

(遺族年金)

第9条 次の各号に掲げる者が死亡したときは、その者の遺族に当該各号に掲げる期間、遺族年金を支給する。

(1) 給付対象期間20年以上かつ年齢55歳以上の被共済職員

10年間

(2) 退職年金据置期間中の者

10年間

(3) 退職年金受給中の者

10年間からすでに支給された退職年金の支給期間を差し引いた期間

(遺族年金の額)

第10条 遺族年金の月額は、給付対象期間に応じ、次に定めるところにより計算される金額とする。

(1) 前条第1号に該当したとき

第7条第1項および第2項で定める計算式のうち別表(8)を乗じないで算出される額とする。

(2) 前条第2号に該当したとき

第7条第1項および第2項により算出された額×別表(9)に定める率

(3) 前条第3号に該当したとき

退職年金受給中の者が受けていた退職年金の月額と同額

(遺族年金の失権)

第11条 遺族年金を受ける権利を有する者は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その権利を失う。

(1) 死亡したとき

(2) 婚姻したとき

(3) 三親等内の親族以外の者の養子となったとき

(転給)

第12条 遺族年金を受ける者が、前条の規定に該当するに至ったときは、10年間からすでに支給された退職年金および遺族年金の支給期間を差し引いた期間、その他の遺族に遺族年金を支給する。

(年金に代えて支給する一時金)

第13条 年金受給権者が、一時金の支給を申し出て共済会がこれを認めたときは、年金に代えて一時金の支給を受けることができる。

2 前項の規定により年金受給開始前に受ける一時金の額は、〔第15条第1項第1号および第2項に定める額×別表(10)に定める率〕で計算される額とする。ただし、平成21年3月31日以前の退職者については、〔(第5条第1項に定める本俸月額×別表(4)に定める率+別表(14)+第3条第6号または第7号に定める経過措置の額)×別表(10)に定める率〕で計算される額とする。

3 第1項の規定により年金受給開始後に受ける一時金の額は、当該一時金の支給を申し出た者が受ける権利を有していた退職年金または遺族年金の月額に、当該一時金の給付事由が生じた日の属する月の翌月以降その者に支給すべきであった年金の支給期間に応じ、別表(12)に定める年金現価率を乗じて得た額とする。ただし、別表(13)により計算された特別慰労金については、別表(11)に定める年金現価率を乗じて得た額とする。

4 前項に関わらず、平成21年3月31日以前に退職し、退職年金を受給している者は、次に定めるところにより計算される金額とする。

(1) 平成16年9月30日以前に退職した者

当該一時金の支給を申し出た者が受ける権利を有していた退職年金または遺族年金の月額に、当該一時金の給付事由が生じた日の属する月の翌月以降その者に支給すべきであった年金の支給期間に応じ、別表(11)に定める年金現価率を乗じて得た額とする。

(2) 平成16年10月1日以降に退職した者

当該一時金の支給を申し出た者が受ける権利を有していた退職年金または遺族年金の月額のうち、平成16年9月30日以前の職員出資金部分の給付対象期間によって計算された月額に当該一時金の給付事由が生じた日の属する月の翌月以降その者に支給すべきであった年金の支給期間に応じ、別表(11)に定める年金現価率を乗じて得た額と、会員出資金部分の給付対象期間によって計算された年金月額と平成16年10月1日以降の職員出資金部分の給付対象期間によって計算された年金月額に当該一時金の給付事由が生じた日の属する月の翌月以降その者に支給すべきであった年金の支給期間に応じ、別表(12)に定める年金現価率を乗じて得た額を合算した額とする。

(退職一時金)

第14条 被共済職員が、会員出資金部分の給付対象期間が1年以上20年未満または年齢55歳未満で退職したときは、退職一時金を支給する。ただし、給付対象期間が1年未満で退職した拠出職員は、職員出資金累計額を支給する。

(退職一時金の額)

第15条 退職一時金の額は、給付対象期間に応じ、次に定めるところにより計算される金額とする。

(1) 退職理由が普通退職に該当する場合

$$\left( \begin{array}{l} \text{第5条第1項に} \\ \text{定める本俸月額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{別表(4)に} \\ \text{定める率} \end{array} \right) + \begin{array}{l} \text{別表(14)に} \\ \text{定める額} \end{array} +$$

$$\left( \begin{array}{l} \text{前年度末職員} \\ \text{出資金元利合計額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{退職月と給付対象期間に} \\ \text{応じて別表(18)に定める率} \end{array} \right) +$$

$$\left( \begin{array}{l} \text{当年度職員出資金} \\ \text{年間拠出額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{退職月と給付対象期間に} \\ \text{応じて別表(19)に定める率} \end{array} \right)$$

ただし、平成21年3月31日以前より拠出職員となっている者の上式の〔退職月と給付対象期間に応じて別表(18)に定める率〕と〔退職月と給付対象期間に応じて別表(19)に定める率〕は、給付対象期間が3年以上に該当する率を使用する。

(2) 退職理由が普通退職以外または死亡退職の場合

$$\left( \begin{array}{l} \text{第5条第1項に} \\ \text{定める本俸月額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{別表(5)に} \\ \text{定める率} \end{array} \right) +$$

$$\left( \begin{array}{l} \text{前年度末職員} \\ \text{出資金元利合計額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{退職月と給付対象期間に} \\ \text{応じて別表(18)に定める率} \end{array} \right) +$$

$$\left( \begin{array}{l} \text{当年度職員出資金} \\ \text{年間拠出額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{退職月と給付対象期間に} \\ \text{応じて別表(19)に定める率} \end{array} \right)$$

ただし、平成21年3月31日以前より拠出職員となっている者の上式の〔退職月と給付対象期間に応じて別表(18)に定める率〕と〔退職月と給付対象期間に応じて別表(19)に定める率〕は、給付対象期間が3年以上に該当する率を使用する。

2 前項に規定する「普通退職以外の場合」とは、次に掲げる場合をいう。

- (1) 業務上の負傷及び疾病によるもの
- (2) 負傷及び疾病により厚生年金保険法に規定する障害等級3級までに該当するもの
- (3) 施設団体の休廃止・公営移管によるもの
- (4) 勤務施設団体の移転により通勤が不可能になったことによるもの
- (5) 入所定員の減少により職員に過員が生じたことによるもの
- (6) その他上記に準ずるものとして会長が認めたもの

3 第2退職年金制度の給付対象期間が1年以上である加入者は、次の定めるところにより計算される金額が第1項第1号または第2号に定める退職一時金に加算される。

$$\left( \begin{array}{l} \text{前年度末第2出資金} \\ \text{元利合計額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{退職月と給付対象期間に} \\ \text{応じて別表(20)に定める率} \end{array} \right) +$$

$$\left( \begin{array}{l} \text{当年度第2出資金} \\ \text{年間積立額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{退職月と給付対象期間に} \\ \text{応じて別表(21)に定める率} \end{array} \right)$$



(遺族一時金)

第16条 被共済職員が、会員出資金部分の給付対象期間が1年以上20年未満または年齢55歳未満で死亡したときは、その者の遺族に、遺族一時金を支給する。ただし、給付対象期間が1年未満で死亡した拠出職員は、職員出資金累計額をその者の遺族に支給する。

(遺族一時金の額)

第17条 遺族一時金の額は、第15条第1項および第3項に定める金額とする。

(脱退給付金)

第18条 拠出職員が、会員に申し出て脱退したときは、脱退給付金を支給する。

(脱退給付金の額)

第19条 脱退給付金の額は、職員出資金部分の給付対象期間に応じ次に定めるところにより計算される金額とする。

$$\left( \begin{array}{l} \text{前年度末職員} \\ \text{出資金元利合計額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{脱退月と給付対象期間に} \\ \text{応じて別表(18)に定める率} \end{array} \right) +$$

$$\left( \begin{array}{l} \text{当年度職員出資金} \\ \text{年間拠出額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{脱退月と給付対象期間に} \\ \text{応じて別表(19)に定める率} \end{array} \right)$$

(端数の処理)

第20条 給付金の額を算定する場合において計算結果に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げ10円単位で給付する。

### 第 3 章 給付金の請求と支給

(退職年金および遺族年金の請求と支給)

第21条 共済会は、被共済職員が退職し、第6条または第9条に該当したときは、会員が当該職員またはその遺族に支払う資金として、会員からの請求により、退職年金または遺族年金を支給する。

2 前項の給付を受けようとする会員は、年金・一時金請求書(様式第1号)および別に定める年金受給者届を、被共済職員退職後速やかに共済会に提出しなければならない。

3 前項において遺族年金の給付を受けようとする会員は、被共済職員の死亡を証する書類および受給者と被共済職員との身分関係を明らかにする書類を提出しなければならない。

(年金の支給期間)

第22条 年金は、その給付事由が生じた日の属する月の翌月からその事由がなくなった日の属する月までの分を支給する。

(年金の支給時期)

第23条 年金は、毎年2月、5月、8月、および11月の各20日までに、それぞれ前月までの分を支給する。ただし、年金を受ける権利が消滅したときは、その支給時期にかかわらず、その際、その月までの支給未済分を支給する。

(年金受給者の届出義務)

第24条 年金の支給を受ける者は、次の各号に掲げる場合には、すみやかにその旨を共済会に届け出なければならない。

- (1) 届け出の印鑑を喪失した場合
- (2) 住所、本籍地の変更、改印、改氏名または年金受領方法を変更した場合

2 年金の支給を受ける者は、毎年12月10日までに、提出期限前2か月以内に作成された戸籍記載証明又は住民票記載証明を、共済会の指定する方法によって提出しなければならない。

3 共済会は、前項の書類の提出がないときは、当該書類の提出があるまで、その者に対する年金の支給を差し止めることができる。

(退職一時金および遺族一時金の請求と支給)

第25条 共済会は、被共済職員が退職し、第14条または第16条に該当したときは、会員が当該職員またはその遺族に支払う資金として、会員からの請求により、退職一時金または遺族一時金を支給する。

2 前項の給付を受けようとする会員は、年金・一時金請求書(様式第1号)を、被共済職員退職後速やかに共済会に提出しなければならない。

3 前項において遺族一時金の給付を受けようとする会員は、被共済職員の死亡を証する書類および受給者と被共済職員との身分関係を明らかにする書類を提出しなければならない。

4 退職した者が、第15条第2項に規定する普通退職以外の理由で退職したときは、第2項の請求書にその理由を証する別表(2)の書類を添付しなければならない。

(脱退給付金の請求および支給)

第26条 共済会は、拠出職員が脱退したときは、会員からの請求により、脱退給付金を支給する。

2 前項の脱退給付金の給付を受けようとする会員は、脱退給付金請求書(様式第2号)を、脱退月の末日までに共済会に提出しなければならない。

(未払未済給付の特例)

第27条 この規程にもとづき給付を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者が支給を受けることができた給付でその支払いを受けなかったものがあるときは、これをその者の遺族(その者が遺族である場合は、その他の遺族)に支給し、支給すべき遺族がないときは当該死亡した者の相続人に支給する。

(遺族の範囲および順位)

第28条 第9条、第16条及び前条の規定による給付を遺族に支給するときの範囲は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者(届出をしていないが、被共済職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあったものを含む)
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、被共済職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者
- (3) 前号に掲げる者の他、6親等内の血族および3親等内の姻族で、被共済職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者で、被共済職員に近い親族の順
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、第2号に該当しない者

2 給付を遺族に支給するときの順位は、前項各号の順位により、同項第2号および第4号に掲げる

者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とする。

3 前項の規定により、同順位の遺族が二人以上いるときは、同順位の者から受領委任状の提出を求め、委任を受けた同順位の代表者に支給する。

(過払いの調整)

第29条 年金の支給を受けている者がその受給権を喪失した場合に第21条の規定による遺族年金受給手続きが遅れたことなどの事由により年金の過払いが生じたときは、その者の遺族（その者が遺族である場合は、その他の遺族）に支払うべき遺族年金から差し引き調整する。

(受給権の処分禁止)

第30条 この規程による給付を受ける権利は、譲渡しまたは担保に供することはできない。

(受給権の放棄)

第31条 会員は特別な事情がある場合は、この規程による給付を受ける権利を放棄することができる。

(請求時効)

第32条 本規程により給付を受ける権利は、5年間これを行使しないと時効によって消滅する。

## 第 4 章 雑 則

(退職年金規程の変更)

第33条 この規程を変更しようとするときは、総会の議決を経なければならない。

附 則

この退職年金規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この退職年金規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この退職年金規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この退職年金規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この退職年金規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この退職年金規程は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この退職年金規程は、平成17年4月1日から施行する。ただし、別表(1)は平成16年10月1日から適用する。

附 則

この退職年金規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この退職年金規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この退職年金規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この退職年金規程は、平成25年4月1日から施行する。

## 別 表 (1)

## 年 金 支 給 率 表

(会員出資金分)

平成19年4月1日施行

給付対象期間	支 給 率	給付対象期間	支 給 率
20 年	0.0686	36 年	0.1389
21	0.0713	37	0.1417
22	0.0741	38	0.1445
23	0.0769	39	0.1472
24	0.0796	40	0.1500
25	0.0878	41	0.1527
26	0.0947	42	0.1555
27	0.1016	43	0.1583
28	0.1085	44	0.1610
29	0.1154	45	0.1638
30	0.1224	46	0.1666
31	0.1251	47	0.1693
32	0.1279	48	0.1721
33	0.1306	49	0.1748
34	0.1334	50	0.1776
35	0.1362		

(注) 給付対象期間に1年未満の端数を生じた場合の支給率は次による。

6箇月以上の端数を生じた場合は、切り上げた年数に応じた率  
 6箇月未満の端数を生じた場合は、切り捨てた年数に応じた率

## 別 表 (2)

## 年 金 支 給 率 表

(職員出資金分)

平成2年4月1日施行

給付対象期間	支 給 率	給付対象期間	支 給 率
0 年	0.0000	16 年	0.0275
1	0.0015	17	0.0297
2	0.0030	18	0.0319
3	0.0045	19	0.0343
4	0.0060	20	0.0367
5	0.0075	21	0.0393
6	0.0091	22	0.0419
7	0.0107	23	0.0446
8	0.0124	24	0.0475
9	0.0141	25	0.0504
10	0.0158	26	0.0535
11	0.0176	27	0.0567
12	0.0194	28	0.0600
13	0.0213	29	0.0635
14	0.0233	30	0.0671
15	0.0254	31	0.0709

(注) 給付対象期間に1年未満の端数を生じた場合は次式による。

1年未満の端数を切り捨てた年数に応じた支給率……A

1年未満の端数を切り上げた年数に応じた支給率……B

$$\text{支給率} = A + (B - A) \times \frac{\text{端数月数}}{12}$$

(注) 平成16年9月30日以前の給付対象期間の年金月額に適用する。

## 別 表 (3)

## 年 金 支 給 率 表

(職員出資金分)

平成16年10月1日施行

給付対象期間	支 給 率	給付対象期間	支 給 率
0 年	0. 0 0 0 0	1 6 年	0. 0 2 4 5
1	0. 0 0 1 8	1 7	0. 0 2 6 0
2	0. 0 0 3 5	1 8	0. 0 2 7 4
3	0. 0 0 5 2	1 9	0. 0 2 8 9
4	0. 0 0 6 8	2 0	0. 0 3 0 4
5	0. 0 0 8 3	2 1	0. 0 3 1 9
6	0. 0 0 9 9	2 2	0. 0 3 3 4
7	0. 0 1 1 4	2 3	0. 0 3 5 0
8	0. 0 1 2 8	2 4	0. 0 3 6 5
9	0. 0 1 4 3	2 5	0. 0 3 8 1
1 0	0. 0 1 5 8	2 6	0. 0 3 9 6
1 1	0. 0 1 7 2	2 7	0. 0 4 1 2
1 2	0. 0 1 8 7	2 8	0. 0 4 2 8
1 3	0. 0 2 0 1	2 9	0. 0 4 4 5
1 4	0. 0 2 1 6	3 0	0. 0 4 6 1
1 5	0. 0 2 3 0	3 1	0. 0 4 7 8

(注) 給付対象期間に1年未満の端数を生じた場合は次式による。

1年未満の端数を切り捨てた年数に応じた支給率……A

1年未満の端数を切り上げた年数に応じた支給率……B

$$\text{支給率} = A + (B - A) \times \frac{\text{端数月数}}{12}$$

(小数第4位未満四捨五入)

(注) 平成16年10月1日以降の給付対象期間の年金月額に適用する。

## 一時金支給率表

(普通退職会員出資金分)

平成19年4月1日施行

給付対象期間	支 給 率	給付対象期間	支 給 率
0 年	0. 0 0 0 0	2 6 年	1 0. 2 8 1 5
1	0. 2 0 5 2	2 7	1 1. 0 3 1 5
2	0. 4 1 0 4	2 8	1 1. 7 8 1 5
3	0. 6 1 5 6	2 9	1 2. 5 3 1 5
4	0. 8 2 0 8	3 0	1 3. 2 8 1 5
5	1. 0 2 6 0	3 1	1 3. 5 8 1 5
6	1. 7 9 5 6	3 2	1 3. 8 8 1 5
7	2. 3 5 1 5	3 3	1 4. 1 8 1 5
8	2. 9 6 1 5	3 4	1 4. 4 8 1 5
9	3. 5 7 1 5	3 5	1 4. 7 8 1 5
1 0	4. 1 8 1 5	3 6	1 5. 0 8 1 5
1 1	4. 5 2 1 5	3 7	1 5. 3 8 1 5
1 2	4. 8 6 1 5	3 8	1 5. 6 8 1 5
1 3	5. 2 0 1 5	3 9	1 5. 9 8 1 5
1 4	5. 5 4 1 5	4 0	1 6. 2 8 1 5
1 5	5. 8 6 1 5	4 1	1 6. 5 8 1 5
1 6	6. 1 8 1 5	4 2	1 6. 8 8 1 5
1 7	6. 5 0 1 5	4 3	1 7. 1 8 1 5
1 8	6. 8 2 1 5	4 4	1 7. 4 8 1 5
1 9	7. 1 4 1 5	4 5	1 7. 7 8 1 5
2 0	7. 4 4 1 5	4 6	1 8. 0 8 1 5
2 1	7. 7 4 1 5	4 7	1 8. 3 8 1 5
2 2	8. 0 4 1 5	4 8	1 8. 6 8 1 5
2 3	8. 3 4 1 5	4 9	1 8. 9 8 1 5
2 4	8. 6 4 1 5	5 0	1 9. 2 8 1 5
2 5	9. 5 3 1 5		

(注) 給付対象期間に1年未満の端数を生じた場合の支給率は次による。

6箇月以上の端数を生じた場合は、切り上げた年数に応じた率  
6箇月未満の端数を生じた場合は、切り捨てた年数に応じた率  
(ただし、給付対象期間1年に満たない場合には支給は行わない。)



## 一時金支給率表

(普通退職以外・死亡退職会員出資金分)

平成18年4月1日施行

給付対象期間	支 給 率	給付対象期間	支 給 率
0 年	0. 0 0 0 0	1 1 年	4. 5 2 1 5
1	0. 3 4 2 0	1 2	4. 8 6 1 5
2	0. 6 8 4 0	1 3	5. 2 0 1 5
3	1. 0 2 6 0	1 4	5. 5 4 1 5
4	1. 3 6 8 0	1 5	5. 8 6 1 5
5	1. 7 1 0 0	1 6	6. 1 8 1 5
6	2. 1 7 6 9	1 7	6. 5 0 1 5
7	2. 8 2 1 8	1 8	6. 8 2 1 5
8	3. 4 0 5 8	1 9	7. 1 4 1 5
9	3. 9 2 8 7	2 0	7. 4 4 1 5
1 0	4. 4 7 4 2		

(注) 給付対象期間に1年未満の端数を生じた場合の支給率は次による。

6箇月以上の端数を生じた場合は、切り上げた年数に応じた率

6箇月未満の端数を生じた場合は、切り捨てた年数に応じた率

(ただし、給付対象期間1年に満たない場合には支給は行わない。)

## 別 表 (6)

## 一時金支給率表

(職員出資金分)

平成2年4月1日施行

給付対象期間	支 給 率	給付対象期間	支 給 率
0 年	0. 0 0 0 0	1 6 年	2. 5 3 1 2
1	0. 1 3 5 3	1 7	2. 7 3 3 2
2	0. 2 7 1 5	1 8	2. 9 4 2 6
3	0. 4 0 9 2	1 9	3. 1 5 9 7
4	0. 5 4 8 9	2 0	3. 3 8 5 1
5	0. 6 9 1 1	2 1	3. 6 1 9 0
6	0. 8 3 6 2	2 2	3. 8 6 2 1
7	0. 9 8 4 6	2 3	4. 1 1 4 6
8	1. 1 3 6 7	2 4	4. 3 7 4 9
9	1. 2 9 2 9	2 5	4. 6 4 7 9
1 0	1. 4 5 3 5	2 6	4. 9 3 1 8
1 1	1. 6 1 9 0	2 7	5. 2 2 7 2
1 2	1. 7 8 9 7	2 8	5. 5 3 4 7
1 3	1. 9 6 5 8	2 9	5. 8 5 4 9
1 4	2. 1 4 7 9	3 0	6. 1 8 8 2
1 5	2. 3 3 6 3	3 1	6. 5 3 5 4

(注) 給付対象期間に1年未満の端数を生じた場合は次式による。

1年未満の端数を切り捨てた年数に応じた支給率……A

1年未満の端数を切り上げた年数に応じた支給率……B

$$\text{支給率} = A + (B - A) \times \frac{\text{端数月数}}{12}$$

(小数第4位未満四捨五入)

(注) 平成16年9月30日以前の給付対象期間の退職一時金、遺族一時金、脱退給付金に適用する。

## 別 表 (7)

## 一時金支給率表

(職員出資金分)

平成16年10月1日施行

給付対象期間	支 給 率	給付対象期間	支 給 率
0 年	0. 0 0 0 0	1 6 年	2. 6 5 4 8
1	0. 1 9 3 8	1 7	2. 8 1 4 0
2	0. 3 7 9 0	1 8	2. 9 7 4 1
3	0. 5 5 7 4	1 9	3. 1 3 5 1
4	0. 7 3 0 6	2 0	3. 2 9 7 2
5	0. 8 9 9 5	2 1	3. 4 6 0 6
6	1. 0 6 5 1	2 2	3. 6 2 5 2
7	1. 2 2 8 2	2 3	3. 7 9 1 3
8	1. 3 8 9 3	2 4	3. 9 5 8 8
9	1. 5 4 9 0	2 5	4. 1 2 7 9
1 0	1. 7 0 7 6	2 6	4. 2 9 8 7
1 1	1. 8 6 5 6	2 7	4. 4 7 1 2
1 2	2. 0 2 3 2	2 8	4. 6 4 5 6
1 3	2. 1 8 0 7	2 9	4. 8 2 1 8
1 4	2. 3 3 8 3	3 0	4. 9 9 9 9
1 5	2. 4 9 6 3	3 1	5. 1 8 0 1

(注) 給付対象期間に1年未満の端数を生じた場合は次式による。

1年未満の端数を切り捨てた年数に応じた支給率……A

1年未満の端数を切り上げた年数に応じた支給率……B

$$\text{支給率} = A + (B - A) \times \frac{\text{端数月数}}{12}$$

(小数第4位未満四捨五入)

(注) 平成16年10月1日以降平成21年3月31日までの給付対象期間の退職一時金、遺族一時金、脱退給付金に適用する。

## 据置率表

平成16年10月1日施行

退職時年齢	据置率
55歳	1.1041
56	1.0825
57	1.0613
58	1.0404
59	1.0200
60歳以上	1.0000

(注) 年齢に1歳未満の端数を生じた場合は次式による。

1歳未満の端数を切り捨てた年齢に応じた支給率…A

1歳未満の端数を切り上げた年齢に応じた支給率…B

$$\text{据置率} = A + (B - A) \times \frac{\text{端数月数}}{12}$$

(小数第4位未満四捨五入)

## 割 引 率 表

平成16年10月1日施行

支給開始年齢	割 引 率
55歳	0.9057
56	0.9238
57	0.9423
58	0.9612
59	0.9804
60	1.0000

(注) 年齢に1歳未満の端数を生じた場合は次式による。

1歳未満の端数を切り捨てた年齢に応じた支給率…… A

1歳未満の端数を切り上げた年齢に応じた支給率…… B

$$\text{据置率} = A + (B - A) \times \frac{\text{端数月数}}{12}$$

(小数第4位未満四捨五入)

## 据 置 率 表

平成16年10月1日施行

退職時から一時金 選択時までの期間	据 置 率
0 年	1. 0 0 0 0
1	1. 0 2 0 0
2	1. 0 4 0 4
3	1. 0 6 1 3
4	1. 0 8 2 5
5	1. 1 0 4 1

(注) 期間に1年未満の端数を生じた場合は次式による。

1年未満の端数を切り捨てた年齢に応じた支給率……A

1年未満の端数を切り上げた年齢に応じた支給率……B

$$\text{据置率} = A + (B - A) \times \frac{\text{端数月数}}{12}$$

(小数第4位未満四捨五入)

## 年金に代えて支給する一時金の乗率表

年金月額1円当たり現価率(年利率5.5%)

平成2年4月1日施行

年数	月数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
	0	0.000	0.967	1.934	2.901	3.868	4.835	5.802	6.769	7.736	8.703	9.670	10.637
	1	11.606	12.523	13.440	14.357	15.274	16.191	17.108	18.025	18.942	19.859	20.776	21.693
	2	22.608	23.477	24.346	25.215	26.084	26.953	27.822	28.691	29.560	30.429	31.298	32.167
	3	33.035	33.859	34.683	35.507	36.331	37.155	37.979	38.803	39.627	40.451	41.275	42.099
	4	42.920	43.701	44.482	45.263	46.044	46.825	47.606	48.387	49.168	49.949	50.730	51.511
	5	52.289	53.029	53.769	54.509	55.249	55.989	56.729	57.469	58.209	58.949	59.689	60.429
	6	61.169	61.870	62.571	63.272	63.973	64.674	65.375	66.076	66.777	67.478	68.179	68.880
	7	69.586	70.251	70.916	71.581	72.246	72.911	73.576	74.241	74.906	75.571	76.236	76.901
	8	77.565	78.195	78.825	79.455	80.085	80.715	81.345	81.975	82.605	83.235	83.865	84.495
	9	85.128	85.725	86.322	86.919	87.516	88.113	88.710	89.307	89.904	90.501	91.098	91.695
	10	92.296											

(注) 平成16年9月30日以前の給付対象期間の職員出資金分の年金に代えて支給する一時金に適用する。

## 年金に代えて支給する一時金の乗率表

年金月額1円当たり現価率(年利率2.0%)

平成16年10月1日施行

年数	月数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
0		0.0000	0.9888	1.9776	2.9664	3.9552	4.9440	5.9328	6.9216	7.9104	8.8992	9.8880	10.8768
1		11.853	12.821	13.789	14.757	15.725	16.693	17.661	18.629	19.597	20.565	21.533	22.501
2		23.473	24.422	25.371	26.320	27.269	28.218	29.167	30.116	31.065	32.014	32.963	33.912
3		34.865	35.796	36.727	37.658	38.589	39.520	40.451	41.382	42.313	43.244	44.175	45.106
4		46.034	46.947	47.860	48.773	49.686	50.599	51.512	52.425	53.338	54.251	55.164	56.077
5		56.984	57.879	58.774	59.669	60.564	61.459	62.354	63.249	64.144	65.039	65.934	66.829
6		67.719	68.596	69.473	70.350	71.227	72.104	72.981	73.858	74.735	75.612	76.489	77.366
7		78.244	79.104	79.964	80.824	81.684	82.544	83.404	84.264	85.124	85.984	86.844	87.704
8		88.562	89.405	90.248	91.091	91.934	92.777	93.620	94.463	95.306	96.149	96.992	97.835
9		98.678	99.505	100.332	101.159	101.986	102.813	103.640	104.467	105.294	106.121	106.948	107.775
10		108.596											

(注) 平成16年10月1日以降の給付対象期間の職員出資金分の年金に代えて支給する一時金に適用する。

(注) 平成16年9月30日以前の給付対象期間については、別表Ⅱの旧現価率(年利率5.5%)を使用するものとする。



## 年 金 支 給 額 表

(特別慰労金分)

平成9年4月1日施行

平成9年3月31日までの給付対象期間	支 給 額	平成9年3月31日までの給付対象期間	支 給 額
14年6箇月未満	0 円	22 年	1,850 円
15 年	1,090	23	1,960
16	1,200	24	2,060
17	1,310	25	2,170
18	1,410	26	2,280
19	1,520	27	2,390
20	1,630	28	2,500
21	1,740	29	2,610

(注) 給付対象期間に1年未満の端数を生じた場合の支給額は次による。

6箇月以上の端数を生じた場合は、切り上げた年数に応じた額

6箇月未満の端数を生じた場合は、切り捨てた年数に応じた額

## 一 時 金 支 給 額 表

(特別慰労金分)

平成9年4月1日施行

平成9年3月31日までの給付対象期間	支 給 額	平成9年3月31日までの給付対象期間	支 給 額
14年6箇月未満	0 円	22 年	170,000 円
15 年	100,000	23	180,000
16	110,000	24	190,000
17	120,000	25	200,000
18	130,000	26	210,000
19	140,000	27	220,000
20	150,000	28	230,000
21	160,000	29	240,000

(注) 給付対象期間に1年未満の端数を生じた場合の支給額は次による。

6箇月以上の端数を生じた場合は、切り上げた年数に応じた額  
 6箇月未満の端数を生じた場合は、切り捨てた年数に応じた額

## 付 利 率 表

平成16年10月1日施行

平成16年10月1日から 平成21年3月31日までの 給付対象期間	付 利 率	平成16年10月1日から 平成21年3月31日までの 給付対象期間	付 利 率
0 年	1. 0 0 0 0	2 6 年	1. 6 7 3 4
1	1. 0 2 0 0	2 7	1. 7 0 6 9
2	1. 0 4 0 4	2 8	1. 7 4 1 0
3	1. 0 6 1 2	2 9	1. 7 7 5 8
4	1. 0 8 2 4	3 0	1. 8 1 1 4
5	1. 1 0 4 1	3 1	1. 8 4 7 6
6	1. 1 2 6 2	3 2	1. 8 8 4 5
7	1. 1 4 8 7	3 3	1. 9 2 2 2
8	1. 1 7 1 7	3 4	1. 9 6 0 7
9	1. 1 9 5 1	3 5	1. 9 9 9 9
1 0	1. 2 1 9 0	3 6	2. 0 3 9 9
1 1	1. 2 4 3 4	3 7	2. 0 8 0 7
1 2	1. 2 6 8 2	3 8	2. 1 2 2 3
1 3	1. 2 9 3 6	3 9	2. 1 6 4 7
1 4	1. 3 1 9 5	4 0	2. 2 0 8 0
1 5	1. 3 4 5 9	4 1	2. 2 5 2 2
1 6	1. 3 7 2 8	4 2	2. 2 9 7 2
1 7	1. 4 0 0 2	4 3	2. 3 4 3 2
1 8	1. 4 2 8 2	4 4	2. 3 9 0 1
1 9	1. 4 5 6 8	4 5	2. 4 3 7 9
2 0	1. 4 8 5 9	4 6	2. 4 8 6 6
2 1	1. 5 1 5 7	4 7	2. 5 3 6 3
2 2	1. 5 4 6 0	4 8	2. 5 8 7 1
2 3	1. 5 7 6 9	4 9	2. 6 3 8 8
2 4	1. 6 0 8 4	5 0	2. 6 9 1 6
2 5	1. 6 4 0 6		

(注) 給付対象期間に1年未満の端数を生じた場合は次式による。

1年未満の端数を切り捨てた年数に応じた支給率……A

1年未満の端数を切り上げた年数に応じた支給率……B

$$\text{付利率} = A + (B - A) \times \frac{\text{端数月数}}{12}$$

(小数第4位未満四捨五入)

## 前年度末職員出資金元利合計額付利率表

平成21年4月1日施行

前年度末における 給付対象期間	乗数 ① 前々年度末職員出資金 元利合計額に乗ずる率	乗数 ② 前年度職員出資金 年間拠出額に乗ずる率
0ヶ月～ 11ヶ月	1.0000	1.0000
1年～ 2年11ヶ月	1.0100	1.0050
3年以上	1.0200	1.0100

## 前年度末第2出資金元利合計額付利率表

平成21年4月1日施行

前年度末における 給付対象期間	乗数 ① 前々年度末第2出資金 元利合計額に乗ずる率	乗数 ② 前年度第2出資金 年間拠出額に乗ずる率
0ヶ月～ 11ヶ月	1.0000	1.0000
1年～ 2年11ヶ月	1.0100	1.0050
3年以上	1.0200	1.0100

## 退職時または脱退時前年度末職員出資金元利合計額付利率表

平成21年4月1日施行

退職月 または 脱退月	前年度末職員出資金元利合計額に乗ずる率		
	職員出資金部分にかかわる給付対象期間		
	1年未満	1年～ 2年11ヶ月	3年以上
4月	1.0000	1.0008	1.0017
5月	1.0000	1.0017	1.0033
6月	1.0000	1.0025	1.0050
7月	1.0000	1.0033	1.0067
8月	1.0000	1.0042	1.0083
9月	1.0000	1.0050	1.0100
10月	1.0000	1.0058	1.0117
11月	1.0000	1.0067	1.0133
12月	1.0000	1.0075	1.0150
1月	1.0000	1.0083	1.0167
2月	1.0000	1.0092	1.0183
3月	1.0000	1.0100	1.0200

## 退職時または脱退時当年度職員出資金年間拠出額付利率表

平成21年4月1日施行

退職月 または 脱退月	当年度職員出資金年間拠出額に乗ずる率		
	職員出資金部分にかかわる給付対象期間		
	1年未満	1年～ 2年11ヶ月	3年以上
4月	1.0000	1.0004	1.0008
5月	1.0000	1.0008	1.0017
6月	1.0000	1.0012	1.0025
7月	1.0000	1.0017	1.0033
8月	1.0000	1.0021	1.0042
9月	1.0000	1.0025	1.0050
10月	1.0000	1.0029	1.0058
11月	1.0000	1.0033	1.0067
12月	1.0000	1.0037	1.0075
1月	1.0000	1.0042	1.0083
2月	1.0000	1.0046	1.0092
3月	1.0000	1.0050	1.0100

## 退職時前年度末第 2 出資金元利合計額付利率表

平成21年 4 月 1 日施行

退職月	前年度末第 2 出資金元利合計額に乗ずる率		
	第 2 出資金部分にかかわる給付対象期間		
	1 年未満	1 年～ 2 年11ヶ月	3 年以上
4 月	0. 0 0 0 0	1. 0 0 0 8	1. 0 0 1 7
5 月	0. 0 0 0 0	1. 0 0 1 7	1. 0 0 3 3
6 月	0. 0 0 0 0	1. 0 0 2 5	1. 0 0 5 0
7 月	0. 0 0 0 0	1. 0 0 3 3	1. 0 0 6 7
8 月	0. 0 0 0 0	1. 0 0 4 2	1. 0 0 8 3
9 月	0. 0 0 0 0	1. 0 0 5 0	1. 0 1 0 0
10 月	0. 0 0 0 0	1. 0 0 5 8	1. 0 1 1 7
11 月	0. 0 0 0 0	1. 0 0 6 7	1. 0 1 3 3
12 月	0. 0 0 0 0	1. 0 0 7 5	1. 0 1 5 0
1 月	0. 0 0 0 0	1. 0 0 8 3	1. 0 1 6 7
2 月	0. 0 0 0 0	1. 0 0 9 2	1. 0 1 8 3
3 月	0. 0 0 0 0	1. 0 1 0 0	1. 0 2 0 0



## 退職時当年度第2出資金年間積立額付利率表

平成21年4月1日施行

退職月	当年度第2出資金年間積立額に乗ずる率		
	第2出資金部分にかかわる給付対象期間		
	1年未満	1年～ 2年11ヶ月	3年以上
4月	0.0000	1.0004	1.0008
5月	0.0000	1.0008	1.0017
6月	0.0000	1.0012	1.0025
7月	0.0000	1.0017	1.0033
8月	0.0000	1.0021	1.0042
9月	0.0000	1.0025	1.0050
10月	0.0000	1.0029	1.0058
11月	0.0000	1.0033	1.0067
12月	0.0000	1.0037	1.0075
1月	0.0000	1.0042	1.0083
2月	0.0000	1.0046	1.0092
3月	0.0000	1.0050	1.0100

## 第25条第4項の添付書類

普通退職以外の場合	添付書類
(1) 業務上の負傷および疾病によるもの	障害の程度が厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項に規定する障害等級に該当することを証する書類（障害厚生年金の受給を証する書類または医師の診断書）および業務に起因することを証する書類（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく補償に該当することを証する書類等）
(2) 負傷および疾病により厚生年金保険法に規定する障害等級3級までに該当するもの	会員の事情説明書および障害厚生年金の受給を証する書類または厚生年金保険法第47条第2項に規定する障害等級3級までに該当することの医師の診断書
(3) 施設団体の休廃止・公営移管によるもの	都道府県知事または指定都市市長の認可書または証明書・会員資格喪失届・一部施設等の廃止届
(4) 勤務施設団体の移転により通勤が不可能になったことによるもの	会員の事情説明書
(5) 入所定員の減少により職員に過員が生じたことによるもの	都道府県知事または指定都市市長の証明書
(6) その他上記に準ずるものとして会長が認めたもの	会員の事情説明書およびその事実を証する書類